

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成30年11月21日  
(平成30年10月受付分)



平成30年10月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、3件でした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報第133号を情報提供します。

## ◆ネット上の見知らぬ相手との チケット取引はリスクが伴います

(事例1) アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。

(当事者：高校生 女性)

(事例2) SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。

(当事者：学生 女性)



## ✔ アドバイス

- インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。
- このような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。
- 代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第133号」より抜粋

年齢	相談内容
16	Q：高校生の娘がスマホで意図せずアダルトサイトに入り登録となった。「削除」を押したが削除できなかったため、自宅の電話で相手方に電話をかけ、IDを伝えてしまった。対処方法は？ A：契約は成立していません。まだIDを変更していないのであればIDを変更し、自宅の電話は常時留守番電話にしておきましょう。

**LINE@で情報発信します！**

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)